

第1章

現代イスラエル国家の位相

——総論にかえて——

第1節 1993年9月合意の政治的文脈とその意義

1991年秋以降、スペインのマドリードでの全体会議を皮切りとしたいわゆる中東和平プロセスは、ほぼ2年を経た93年秋に至って漸く、一応の具体的成果につながった。4つの二国間協議のうち、イスラエルとパレスチナ人(PLO)との間に初めて、相互の存在を公式に承認し、イスラエル占領下にあるパレスチナ人の暫定的な自治実現に向けての交渉原則の確認が取り交わされたからである⁽¹⁾。もとより、こうした成果が直ちにパレスチナ問題の解決や中東紛争の包括的和平へと短絡するものではないことはあらためて指摘するまでもない。むしろ、この合意を1993年の状況における和平協議の到達点と考えるよりも、これによってマドリードから始められた和平交渉の枠組みが完結し、以降漸く和平の実質的内容について交渉が可能となったという認識こそ重要であるように思える。換言すれば、1991年秋に開始された中東和平交渉は、アラブ＝イスラエル紛争という諸「国家」間の紛争においてはともかく、その根幹として位置づけられてきたパレスチナ問題からこれをみると、当初から交渉の枠組みに重大な瑕疵もしくは欠闕があったことになる。

すなわち、二国間協議の枠組みのうち、イスラエルとパレスチナとの交渉については、マドリード会議以降の歩みは実は「交渉を始めるための交渉」にすぎなかったとさえ言えた。イスラエルおよびこれと隣接するアラブ3国

(シリア, ヨルダン, レバノン)との間の交渉については、一応の枠組みは成立していた。「誰と, 何を交渉するか」という交渉の手続きでは、それぞれがそれぞれの政府と、基本的には国境の確定による共存関係の構築に向けて交渉するという了解があった。ところが、イスラエル＝パレスチナ人の間にに関しては交渉の枠組みに要する相手と課題、つまり「誰と」も「何を」も確定されるような状況になかった。イスラエルはマドリード会議開催当時、パレスチナ人の「正当かつ唯一の代表」を以て任じるPLOに対して、軍事的に殲滅すべき「テロリスト集団」ではあっても政治的な交渉の相手とは見なさないという伝統的な立場を崩していなかった⁽²⁾。PLOの側においても、いわゆるインティファーダのさなかの1988年11月、パレスチナ民族評議会(PNC)がパレスチナ独立国家樹立を宣言し、事実上イスラエル国家の生存権を承認するかにみえる姿勢を示したが、その点についての明確な意思表示を回避したままマドリード会議を迎えた。この結果、マドリード会議においては、PLOはパレスチナ人を代表する交渉当事者とは見なされず、イスラエルの要求によって交渉枠組みへの参入それ自体を阻止されていた。のみならず、パレスチナ人はヨルダンとの「合同代表団」を構成し、独立した当事者適格を奪われた形で出発せざるを得なかったのである。合同代表団に参加したパレスチナ人「代表」たちは、常にPLOから選任された「顧問団」との「協議」なしには交渉に臨めず、またその顧問団は適宜チュニスのPLO指導層の指示を仰ぐ立場にあった⁽³⁾。このため現実の交渉の場は、しばしば単なる意見の一方的伝達の場に終始し、イスラエルは実際に「誰と」交渉しているのか不明という状況を抱え込むこととなった。

交渉の議題についても同様で、国境となるべき境界線が比較的はっきりとしているヨルダンやレバノンの場合はもとより、ゴラン (Golan) 高原という占領地を挟んで両者の主張が真っ向から対立しているイスラエル＝シリア関係においても、問題が領有権を返還するか否か、返還するとしてどこまでをどのような形で返還するかという点に収斂するのは誰の目にも明らかであって、その限りにおいて交渉の構造は簡単であった⁽⁴⁾。これに対して等しくヨル

ダン川西岸およびガザ (Gaza) 地区という占領地問題を抱えるイスラエル＝パレスチナ人関係の場合には、イスラエルの側に当該領域への本来の主権を主張する強力な見解があり、これを単純に占領地と規定すべきか否かということからして争いがあつた⁽⁵⁾。しかもこれを占領地と規定するとしてさえ、「返還」の概念に馴染むような構造の交渉とはなるべくもなかつた。イスラエルが第3次中東戦争(1967年)で当該地域を奪取した当の相手であるヨルダンとエジプトは、国際法的な常識からみればイスラエルが占領するまでこの地域を不法に占領していたことになり、いわゆる「現状回復」的解決は、現在の不法占領を旧来の不法占領へと戻すだけの内容にしかなり得ない。しかも一旦は西岸地域に領有権を主張した経緯のあるヨルダンは、1988年8月、かつての主張を放棄する旨の宣言を出しており、マドリード会議においてもヨルダンはイスラエルとの間に言葉の本来の意味での領土問題を持たないという前提が成立している。他方エジプトは、もともとガザ地区に対する領有権を主張した事実は一切なく、また1979年のエジプト＝イスラエル平和条約に基づいてシナイ半島がエジプトに返還された時点でイスラエルとの領土問題は解決済みとされた。いわゆるキャンプ・デービッド合意においてガザ地区は、「パレスチナ自治」の問題として処理されている⁽⁶⁾。

結局、西岸・ガザ地区というイスラエル占領下の領域を「占領地」として認め、その「脱占領化」を議題とする以外に交渉のありようは存在しないという了解がたとえ成立するにしても、すでに述べた「誰と」そうした交渉を行ふかという問題が立ちはだかり、さらにそこでの「脱占領化」とは何かという問題が覆いかぶさって、少なくともパレスチナ問題に関する限りマドリード会議の枠組みは、和平交渉として出発する以前にすでに機能不全を起こしていた。その際、パレスチナ問題がすべてのアラブ＝イスラエル紛争の核であり、軋轢の根源であるとの建て前を標榜してきたアラブ諸国としても、実際上はともかく、形式的にはイスラエルとの交渉で成果を手にするわけにはいかなくなる。パレスチナ問題での交渉が「始まっていない」状況のなかで、自分たちとイスラエルとの交渉が「進展」することを認めるのは、従来

の自らの立場と甚だしく矛盾せざるを得ないからである⁽⁷⁾。

それゆえ、パレスチナ問題での交渉枠組みの機能不全は、他のアラブ諸国とイスラエルとの間の交渉についても、それぞれが抱える固有の困難に加えて、交渉の大きな阻害要因として作用した。イスラエルとの間に領土問題を抱えるシリア、南部国境沿いにイスラエル軍の武力進駐問題を抱えるレバノンに較べて、イスラエルそれ自体との間にはさほど深刻な軋轢要因の介在がないヨルダンが、交渉の議事について実質的には早くから合意に達していくにもかかわらず、マドリード会議の枠組みにおける「最初の調印者」となることを最後まで忌避していた事実、イスラエル=PLOの合意成立直後、ほとんど自動的にイスラエルとの和平交渉議題に関する合意文書に「公式に」調印した事実は、この間の事情を象徴的に示すものといえる⁽⁸⁾。

このように考えると、1993年9月13日に調印されたイスラエルとパレスチナ人との間の「暫定自治に関する交渉原則の確認」合意と、それに引き続くラビン (Itzhak Rabin)・イスラエル首相とアラファト (Yaser Arafat) PLO議長との握手は、91年10月31日に開始された中東和平マドリード会議の交渉の枠組みを完結させる手続きであり、それまでの11回に及ぶ二国間協議の積み重ねは、いわば交渉が交渉として機能するための懷胎期間であったと位置づけることもできよう。手続きが完結したことにより、以降はこれまで交渉当事者が相互に設定してきたさまざまな擬制やフィクションが取り去られ、和平の具体的な実質が、そしてそれのみが論議される状況が到来する。そのような政治的文脈においてこれを眺めると、1993年9月合意は、中東和平に向けての一連のプロセスのうえで、戦時と平時とを区切る分岐点を画するものと称されることとなろう。この合意を契機として、新しい地域的国際秩序が成立する方向性が出てきたことは、ほぼ自明であるように思われるからである。ここでは、そのような新秩序を便宜的に「マドリード体制」と呼ぶことにしたい。もとより、来るべき新秩序が何を具体的な内容とし、如何なる秩序維持のメカニズムを持つことになるのかは、今後の二国間協議、多国間協議の進展を待つ以外になく、包括的和平の到来を待って初めて「マドリー

ド体制」なるものの骨格が定まる。しかもその「マドリード体制」もその時点で完結するものではなく、そこに成立した枠組みのなかでの継続的な平和的交渉を通じて、平和諸条約を修正しつつ、当面の、あるいは長期的な観点からこの地域の人々の期待の実現に資していくこととなろう。今回の合意が、中東和平にとっての「終わりの始まり」であるよりは「始まりの終わり」であると位置づけられる所以である。

第2節 中東紛争の構造的変容

地域の政治的主体の間にこれまでの敵対関係を清算し、新たに「共存の意志」を表白させるに至った最大の背景としては、いわゆる東西冷戦構造の崩壊と湾岸危機・戦争の終結という国際政治上の「二つの戦後」という事態を指摘することができよう。細かな因果関係への論及はさておくとして、少なくともそのような国際環境の激変が、民族紛争（パレスチナ問題）としてほぼ1世紀、国家間紛争（アラブ＝イスラエル紛争）としてもほとんど半世紀になんなんとする中東紛争の従来の政治的構造に、どのような変容を加えるに至ったかを押さえておくことは、上述の「マドリード体制」の内容を占ううえからも必要であろう。ここでは主としてパレスチナ紛争の政治的な論理構造に照らして問題を概観する。

紛争当事者が相互に係争相手の「存在」を、すなわち交渉の対象としての当事者能力を認めてこなかったのは、中東紛争が本質的にパレスチナという領域に絡んだ「民族自決権」をめぐって争われてきたからにほかならない。争われている土地は狭隘で、しかも聖都エルサレムなどユダヤ人にとってもアラブ／パレスチナ人にとっても重要な唯一無二の「民族的」シンボルを含んでいる。結果として、この土地に対する自分たちの「正当な権利」を主張するには、相手側の「民族的主体性」を全面的に否定せざるを得なくなる。すなわち、「民族自決権」が国際政治上の自明の原則とされるに至った今世紀

の枠組みのなかでは、自決権そのものを否定するわけにはいかないため、自分の側は自決権を認められた「民族」だが、相手方はそうした「民族」にはあたらないという主張になるのである。ユダヤ人は「ユダヤ教徒」であって「ユダヤ民族」ではないというパレスチナ人側の主張も、パレスチナ人はアラブ民族の一部であって「パレスチナ民族」ではないといいうイスラエル側の主張も、ともに相手側に民族自決権に基づいた国家建設を許すまいとする点で同じ論理である⁽⁹⁾。

このように、そもそも相手方の民族としての「存在」をさえ否認するのであれば、存在しないはずの相手との「交渉」が成り立つはずもない。宗教文化を中心として結ばれ、2000年間「領土」を持たなかったから、あるいは言語文化を中心とする、より大きな共同体に含まれるからという理由で、相手側の民族的な主体性を一方的に否定しようとするとき、そのような民族紛争に政治的解決の展望はあり得ない。マドリード会議の決定的な意義は、こうした「全否定の悪循環」ともいるべき構造にともかくも終止符が打たれ、それぞれの当事者が紛争相手の現存を見据えたというところに求められよう。ポスト・マドリードの和平プロセスにおいては、如何に頑ななイスラエル人であっても、かつてのゴルダ・メイア (Golda Meir) 首相のように「パレスチナ人などという人々は存在しない」と嘯くことはできず、また「シオニスト集団はモンスターだ」と唱え続けていたダマスカス放送は、「イスラエルはモンスターだ」と言わざるを得なくなっているのである。

もとよりこうした展開は、紛争当事者それぞれが相手方の「民族自決権」を是認したがゆえの結果ではなかった。むしろそれは、相手が「民族」であるか否かにかかわらず、イスラエルという国家は厳然と存在し、また独立国家建設を求めるパレスチナ人の運動が確実に伸張しつつあるという現実の承認にほかならない。すなわち、中東紛争はマドリード会議以降、ユダヤ人とパレスチナ人のゼロサム的な「民族対決」の枠組みにおいてよりも、イスラエルとアラブ諸国、あるいはありうべきパレスチナ独立国家といった「国家的対立」の枠組みにおいて語られつつある。そしてこのような紛争枠組み

の変遷をもたらしたのは、すでに述べた「二つの戦後」であった。それは原理的な文脈においても、また現実政治の展開においても同様である。

まず原理的なレベルでは、冷戦崩壊後の旧ソ連・東欧において噴出している民族紛争の連鎖が、民族自決権の強調に対して、相互依存の高度に発展した現代国際社会にあっては時代錯誤であるという批判や、それが国際主義の責務を損なう民族主義的偏向をもたらすという批判を前面に押し出すことになった⁽¹⁰⁾。さらに湾岸戦争終結後のイラクにおけるクルド問題やシーア派問題に典型的に表れているように、自決権を、独立国家の一部を構成する少数民族の分離権をも含むものとして解釈すべきだという伝統的な主張に対しては、社会経済体制や発展段階の如何を問わず、既存の国家の領土保全・政治的一体性維持の要求が立ちはだかることとなった。そもそも湾岸戦争とは、クウェートという一主権国家の回復を大義名分として戦われたのであるから、その戦後処理の過程でイラクというもうひとつの主権国家の解体を招くような状況を認めるわけにはいかないという論理になる。

なるほど民族自決権は、現代国際法の基本原則のひとつとして、国際関係のなかに強固な根をおろすにいたった。しかし、国際法のレベルでいえば自決権は、広い意味での植民地支配下の人々の、政治的地位を自由に決定する権利として確立したものであり、一旦独立が達成されたなら、それはいわば国家主権に吸収されるものだというのが一般的な理解である。政治的独立を獲得した諸「国家」は、さらに経済的独立と自立した社会的・経済的発展を追求し、そのための障害となっている現存の国際秩序の民主的変革という課題に直面することとなる。かくして、民族自決権は、民主主義・民族主義・国際主義を主張し、ポスト冷戦時代の新しい国際秩序の原理としてもなお発展しうるのかどうかが問われることになったのである⁽¹¹⁾。

現実の国際関係の展開においても、「二つの戦後」は、中東地域の戦略的な対抗関係に大きな構造的変動をもたらした。冷戦の終焉、というより「東側」という概念そのものの崩壊は、中東の地域紛争としてのアラブ＝イスラエルの対抗関係を従来の東西代理戦争型の構図から引き剥がし、これまでのよう

なゼロサム的な戦略ゲームをいわば白紙に戻した。さらにそうした状況のなかで出来した1990～91年の「湾岸危機・戦争」は、結果的にこの地域における伝統的な国家間の友敵関係の組み替えに拍車をかけるものとなった。要するに、国際政治が東西のイデオロギー的対立という契機から語られることがなくなり、しかもシリアやサウジアラビアなどこれまで常にイスラエルと対決する側にいた諸国が、イラクによって創り出された危機状況をイスラエルと共有するに至って、中東における地域的な戦略関係は従来の束縛から解放され、個別の主権国家間の関係も、当然ながら激しく流動化することになった⁽¹²⁾。

こうした流動化と再編の過程は、例えば米国＝イスラエル関係の消長を見るとき、端的に表れているように思われる。旧ソ連ないし東側陣営を後ろだてとしてきたアラブ強硬派の戦略的な立場は、旧来のゼロサム型ゲームルールから考えれば「二つの戦後」の到来によってほぼ決定的に崩壊し、そうした相手方のマイナスは、伝統的に米国をパトロンとしてきたイスラエルの大きな戦略的利得につながったはずである。しかし現実には、対ソ戦略上の前進拠点としてのイスラエルの価値は、ソ連の消滅とともに失われ、逆に湾岸危機・戦争でイラクのサダム・フセイン体制を「敵」として共有したアラブ諸国と米国との間の距離は大きく縮められた。そこでは、イスラエルの存在は、米国が主導する対イラク包囲網の結束を阻害する要因と見なされることさえあったのである⁽¹³⁾。

そうしたなかで紛争当事者がマドリード会議への参集に応じたのは、アラブ側にせよイスラエル側にせよ、域内各国が「二つの戦後」を経て中東に唯一残された支配的な地域外勢力であるかに見える米国との関係を、それぞれの「国益」の主軸に据えざるを得なくなっていたからである。シリアがイスラエルとの直接協議に応じたのは、イスラエルとの和平それ自体を希求していたというよりも、米国との平和を切実に必要としていたからであり、イスラエルとの和平交渉はそうした国益追求のために払わざるを得ないコストと考えられた。もちろん、一旦交渉の幕が切って落とされると、和平へのプロ

セスはそれ自体の推力を獲得することになる。交渉の場が相手への罵声に終始したとしても、相手と同席したという事実、相手に面と向かって非難の応酬を交わしたという事実が、確実に次のステップを準備する。そうした経緯の積み重ねは、いずれ交渉の継続に実利的な国家利害を生み出す展望を切り開く。実際、当初は1年以内に何らかの「具体的成果」につなげることを目指したマドリード会議以後の和平交渉が、期限後も（必ずしも順調とは言えぬにせよ）確実に続けられているという現在の状況は、交渉の継続に既得権益を見い出している勢力が多数を占めていることを物語っている。

この点は、未だに国家そのものを獲得できないでいるパレスチナ人についても同様である。むしろパレスチナ人の場合、1988年秋にパレスチナ独立国家の樹立を宣言し、イスラエルに隣接するパレスチナ国家の実現こそがパレスチナ問題解決の具体的な内容であるとの位置づけを明確に示したことで、新たな中東和平のゲームに先鞭をつけたとも言える⁽¹⁴⁾。すなわちそれは、長らくイスラエル打倒による全パレスチナの「民族的解放」を掲げてきたパレスチナ人が、闘争目標を「脱占領支配」へと転換し、相手方の国家の撃滅ではなくして自前の国家の獲得を第一義的な課題に据えることを意味したからである。この転換によっていわゆる「平和と領土との交換(land/territories for peace)」という交渉原則も、ゴラン高原やヨルダン川西岸・ガザ地区などの物理的な帰属の問題以上の含意を持つことになった。つまり、シリアなどアラブ側紛争当事者がイスラエルを正当かつ合法的な国家として承認することとイスラエルがパレスチナ人の独立政体を承認することとが、少なくとも概念的には等価の交換関係として捉えられるような構図が出現したのである。

第3節 「マドリード体制」の成立とその課題

もちろん和平交渉の現段階にあっては、アラブ側はことさらに「和平」の具体的内容を曖昧化し、イスラエルの国家的承認につながる言質を与えない

とする一方、イスラエル側はパレスチナ人に与え得る最大限の譲歩が占領地における「自治（autonomy）」にとどまる旨を明言している。しかしながら、これまで述べてきたことから、「マドリード体制」と称されるべき新秩序の枠組みは、東西冷戦の大状況のなかで両者の代理戦争型の対立としてあったアラブとイスラエルとの間の闘争や、ユダヤ人対アラブ／パレスチナ人という二項対決型の民族紛争など、従来のイデオロギー上の桎梏から脱却して、中東における域内各国間の関係正常化ないし調整の場としての機能を強めていく可能性が大きい⁽¹⁵⁾。敢えて言えば、中東紛争から中東和平へという時代の転換とは、ゲームのキーワードが「民族」から「国家」へと置き換えられる状況であることにほかならない。ゲームの内容が変わろうとしている以上、そのルールもまた変容する。紛争当事者にとっては、新たなゲームの新たなルールを自分たちで見つけ出し、これに自らを適合させていかなければならぬ事態が到来しつつある。その意味では、中東和平交渉の今後とは、アラブ側が「最後の切り札」としてなお温存しているイスラエル国家の合法性承認に限りなく近づき、イスラエル側がパレスチナ人の「自治」を限りなく国家的存在に近づけることを認めていかざるを得なくなるプロセスにほかならず、いわば両者の「オプティマル・ポイント」において包括和平が達成され、 「マドリード体制」が枠組みとして成立すると楽観できなくもない。

ところで、このようにアクターとしての国家ないし国家的存在の役割拡大を核とした「マドリード体制」の内容を思い描くことは、必ずしもそれ自身ではこの地域の安定化の展望につながらない。何よりもまず、東西2極の強力な求心力を失った中東においては、それぞれの国家間の相互関係は旧来以上に錯綜し、複雑化することになる。先に域内各国の国益がさしあたって米国との関係を主軸として展開されている点を指摘したが、留意すべきは、 こうした米国自身も軍事以外の面での力の衰退という現実に直面していることであろう。湾岸危機・戦争の経緯に端的に表れているように、政治的には国連の権威を背景とし、経済的には他の西側諸国や産油諸国に資金的な援助を仰がなければ自身のイニシアチブを発揮できないというのが米国の現況にほ

かならない。覇権的大国による規範設定の枠組みを欠いた域内の国家間関係が、自生的な勢力均衡のシステムを作り上げるまでには、大きな混乱と軋轢とを伴う曲折を経験しなければならぬだろう⁽¹⁶⁾。

他方で、国家の役割拡大に伴って、これに対する振り戻しとしてのさまざまな動きも顕在化してくる。現在我々は、各地に噴出する民族、地域、あるいは文化的な多元性に基づく各種の分離主義、民族主義の自己隔離化の傾向を目の当たりにしつつある。中東に関する限り、こうした自己隔離化の潮流を最も顕著に表しているのはいわゆる「イスラム原理主義」の動きであろう⁽¹⁷⁾。この現象は、さしあたり2つの局面で域内外の国家間関係秩序の攪乱要因となる。第1に、国家的枠組みそれ自体に対する反乱もしくは否認という局面である。これはすでにアルジェリアのイスラム救国戦線やエジプトのイスラム集団、あるいはパレスチナ占領地におけるハマス(Hamas)などの思想と行動とに端的に示されていよう。これらの運動の戦略目標は、国家権力の掌握にあるというよりは、既存の国家体制そのものの破壊である。ハマスの場合には、イスラエル国家はもとよりPLOなどパレスチナ人側民族主義勢力の目指す独立国家建設の粉碎が叫ばれているのである。そして第2の局面とは、中東ないしメガロ中東をあくまでも「イスラム文明圏」として閉塞させ、欧米に代表される域外勢力との対決状況を導出しようとするものである。イスラム原理主義の側におけるこのような自己隔離化の動きは、欧米世界の側においてこれらイスラム急進派をかつての「共産主義の脅威」と同様の仮想敵に仕立て上げようとする潮流と呼応するとき、中東の域内と域外とをある種の南北冷戦の心理構造へと駆り立てる危険性を持つだろう⁽¹⁸⁾。

このような攪乱要因を抑え、地域的な安定化への契機を拓げていくうえで、中東和平プロセスを成功に導くことは決定的に重要である。二国間・多国間の和平協議の枠組みが国際社会に支えられて確実に規範設定者の役割を果たし、域内各国の領土的統合と主権、政治的独立とが保全・尊重され、域内のすべての国家が平和裏に共存できる規範的秩序が創出されなければ、国家的枠組みに対する挑戦勢力としてのイスラム原理主義の伸張は避けられまい。

また中東域内の人々は、伝統的にイスラエル国家を域外勢力（「歐米帝国主義」）が中東に撃ち込んだ「楔（くさび）」と見なす傾向が強かった⁽¹⁹⁾。しかし、そうした域外勢力の仲介と支援を通じた和平プロセスのなかで、国家的存在としてのパレスチナ政体がイスラエルに承認されることになれば、それは単にイスラエルとパレスチナ人との間の宥和というだけにとどまらず、域内と域外との相互不信を取り除くという「南北間デタント」の促進にもつながることになるのである。

第4節 「国家の主権」と「自治」をめぐる問題

さて、和平プロセスをめぐる地域的国際関係の今後を以上のように展望するとき、我々は中東において、いったい「国家」とは何であるのかというより根源的な問いに逢着せざるを得ない。先に示した「民族自決」をめぐる概念的混乱がそうであったように、我々が所与のものとしていた主権国家の概念もまた、歴史的転換期としての現代にあっては変容を免れないのではないか。近未来の中東新秩序を律するであろう「マドリード体制」が、国家的なものおよび国家間の和平を内と外から支え、これへの挑戦を排除する構造を持つものと想定できるにしても、そこにおける国家の観念は我々の馴染んだ近代的国民国家の理念にお適合するものであり続けるのだろうか。本書編纂の第一義的な関心はその点にこそあった。イスラエルという、「国民国家の抽象像」を理念型としてゼロから出発し、半世紀ほどのうちに現実に構築された国家を研究の主たる対象してきた執筆者一同にとっては、それが掲げる「ユダヤ人国家」という看板をさまざまな角度からもう一度問い合わせてみる必要があったのである。

とりわけこの問題は、「二つの戦後」が生みだした膨大な移民流出や難民移動など、世界的な規模での人口の流れの圧力と密接に関連している。その典型的なケースを、旧ソ連・東欧圏からのユダヤ人のイスラエルへの大量流入

という現象に求めることができよう⁽²⁰⁾。このような人口移動は、まずそれ自体で、我々に「民族」と「国家」との相関がはらむ複雑な問題を提起する。すでにパレスチナ問題の構造に関して述べたように、「民族の主体性」をどのように捉えればよいのかという問題と結びつくからである。ユダヤ人がその民族的主体性の主張を根拠として自前の民族国家イスラエルを建国し、その地へ陸続と移入しつつあるという事実は、また同時にその移入によってこの地のパレスチナ人の離散化に拍車をかけ、パレスチナ人の民族的主体性の剝奪を恒常化する過程でもあり得た。しかもそのようなユダヤ人の「民族移動」の現在は、冷戦構造の崩壊によって旧ソ連その他で民族問題が激化し、「排斥された民族」としてユダヤ人が弾き出された結果でもあった。このような民族紛争の連鎖を考えれば、パレスチナ問題の構造について、単純にいずれの側の民族的主体性を認めるべきかというレベルで捉えることが如何に短絡的であるかがわかる。

この種の困難は、今後の中東和平交渉の最大の難題であるエルサレム問題を論じる際に典型的な形で表れる。エルサレム問題は、1967年の第3次中東戦争によってイスラエルが占領するところとなつたいわゆる「東エルサレム」の領土的処理をめぐる争いのように概念されがちであるが、本質的には領土問題の域にとどまらない。本書第2章で立山が論じているように、領土的帰属以上にその宗教上の、そして民族統合上のシンボル性の帰属をめぐる闘争としての色彩を強く帯びている。ここでシンボルという場合、それはそれぞれの宗教や民族に固有で唯一無二の存在として定位された精神的価値の体現という意味合いを含む。したがってシンボルとしてのエルサレムは当事者それぞれにとって唯一無二であり、不可分であり、不可譲である。その際、外的状況と人間の内面性とを切り離し、宗教を人間の内面的自由の領域に帰着せしめる近代の原理を承認する限り、宗教上のシンボル性は原理的には共存可能である。これに対して、「主権や民族自決権行使する『場』ないし『地理的空間』としてのエルサレム」⁽²¹⁾の帯びる政治的シンボル性は、原理的な観点からは明らかに共存の状況を許さない。この場合のシンボルとは、自分の

側が独占していて、相手の側が持っていないという要件が満たされて初めてシンボルの機能を果たすからである。立山はその所論においていくつかの解決構想を概観し、この問題の現実的な解決へのアプローチを模索しているが、境界線や行政機能の分割という形での技術的な妥協を求めるることはできても、当事者にとっての政治的シンボル性をどのように満足させるのかという根源的な問い合わせへの解答をこれまでのアプローチのなかに認めるることは極めて難しい⁽²²⁾。

自分の側にとってのエルサレムの政治的シンボル性を確立するということは、換言すればエルサレムに対して自分たちの政治的主権を及ぼすということにほかならない。1967年の東エルサレム占領は、イスラエルにとっては「聖地解放」ないし「首都回復」であり、民族統合を象徴する歴史的事件であった。エルサレムに関しては他の占領地とは別個にして、イスラエル政府は戦争直後に事実上の主権波及を宣言し、その「再分割」を許さないとの立場を闡明した。しかしそうした現実は、エルサレムという地理的な版図を越えて他の占領地にも政治的シンボル性を賦与しようとする一部の政治勢力の心性を刺激し、その活動に拍車をかけた。「エレツ・イスラエル (Eretz Israel)」という、本来的には宗教色の強い領域概念を現実のイスラエル国家の支配領域に重ね合わせ、特にいわゆるヨルダン川西岸地域をことさらに「聖別」してその政治的シンボル性を呼号し、急速に台頭してきたのがメナヘム・ベギン (Menahem Begin) 率いる修正主義シオニズムの流れであった。もともと西岸を心臓部とするヨルダン川両岸にユダヤ人は歴史的権利を持つというのは、建国以前のシオニズムの伝統的な主張であったが、修正主義の系譜に属するグループは建国後もそのような理念と現実との妥協を頑なに排し、「エレツ・イスラエルの完全回復」を唱え続けていた。1967年の占領地取得は、彼らのそのような領土的主張に現実的根拠を与えるものであったし、また「回復」が戦争によってもたらされた事実も、軍事力へのある種イデオロギー的な憧憬ないし信仰をひとつの核としてきた修正主義の主張を正当化する展開であるように考えられた⁽²³⁾。本書第3章の森論文は、そのような修正主義シ

オニズムの系譜について、「始祖」ジャボティンスキイ(Vladimir Zeev Jabotinsky)とその後継者であり「中興の祖」にあたるメナヘム・ベギンとの思想と行動を対比させることで、そのイデオロギーないし運動の内在的整合性を問おうとするものである。森が剔抉した両者の民族観・国家観の連続と断絶は、主権や領土をめぐるイスラエル国家の現在の混迷を考えるうえでも有益な示唆となろう。同時にそれは、本来は世俗的なイデオロギーであった修正主義が、どのように宗教的シオニズムの諸テーマを取り込んで、1967年以降のイスラエル右派陣営の統合につなげていったかを考究する際に、欠かせない材料を含んでいる⁽²⁴⁾。

政治的シンボル性がエルサレムにとどまらず、「エレツ・イスラエル」という形で他の占領地にも敷衍され、過去四半世紀にわたっていわば西岸の「エルサレム化」が唱えられてきた現在、その西岸を（部分的にではあれ）パレスチナ人自治に委ねるという中東和平交渉の展開は、イスラエル側内部における大きな軋轢の源泉とならざるを得ない。もとより、「自治」の構想それ自体は、「エレツ・イスラエル」への主権を主張するかつてのベギン政権がパレスチナ人の要求する自決権への「譲歩」ないし自決権要求放棄の代償として提示したものであり、イスラエル右派勢力の路線と必ずしも矛盾しない。しかし彼らがあくまでイスラエルの国家的主権を前提とした「恩恵」としての「自治」を構想してきたのに対して、パレスチナ人の側は当然ながらそうした前提を認めず、「自治」をいわば非主権もしくは無主権状況のなかにおいての自律的な自己統治の制度化として捉えようとする。イスラエルの一方的な意思による授権ないし譲歩としてこれを受け入れるのではなく、自治権を現実の占領権力の恣意から将来的なパレスチナ人の主権確立への方途を保全するための安全保障的措置として受け入れようとする。パレスチナ人にとって「自治」とは、自決権を全うするための現実的な第一歩にほかならず、これを自決権放棄の代価と主張するイスラエル右派勢力の認識とは対極をなす。立山や森が取り扱っている「主権」と「自治」との関係をめぐる混乱に加えて、ここでは「自治」と「自決」との関係をめぐる概念的原理的な衝突が生じて

いる。和平交渉にあたる現ラビン政権は、両極の狭間にあって妥協点を模索する立場にあるが、領土的妥協を右派勢力のようには真っ向から排除していないところに、今後の「自治」交渉をめぐるイスラエル内政の軋轢が予想されるのである。

この点は、キャンプ・デービッド合意における「自治」構想と現行和平交渉における「自治」の問題とを比較して、その具体的な内容や手順などに関する限り大きな相違が認められないにもかかわらず、前者を激しく否定したパレスチナ人が後者を（進んでではないにせよ）一応受け入れようと努めている事実を理解するうえでも重要である。客觀情勢の変化によってそのような現実との妥協を余儀なくされたという側面も、もちろんある。それは既述の「二つの戦後」がパレスチナ人に強いこととなった苦い負の遺産であろう。しかし同時に、パレスチナ人の側における主体的な意識変化の要素、すなわち「自治」を単に「与えられるもの」としてではなく「勝ち取ったもの」、自決権の放棄ではなく、自決の実現へのプログラムとして前向きに捉えようとする認識の転換も認められるのである。そしてそのような意識転換をもたらしたものこそ、本書第4章で中島が分析するインティファーダ、すなわち占領地住民の反占領支配闘争であった。中島が言うように、インティファーダは従来のパレスチナ紛争の基本的な構図を「ひとつの土地をめぐる2つの民族の争いから、2つの民族によるひとつの土地の分割統治」⁽²⁵⁾へと変化させたのである。そのような状況の変化は、実力闘争としてのインティファーダの具体的な成果であるというよりも、当事者双方がインティファーダを通じて問題解決に向けての意識転換を迫られたことの必然的な帰結であった。

もとより、インティファーダがイスラエルに多大の負担を強いつつも、イスラエル国家にとっての安全保障上の脅威とはならないという中島の指摘は正しい。しかしそのことは、インティファーダの限界であるよりは、その本質を示唆するものと考えられる。すなわちインティファーダは、「イスラエルに対し強烈な倫理的、心理的、道義的インパクトを与える」と同時に、（イスラエル国家ではなく）イスラエル市民個々人の安全保障上の脅威となること

で、占領地維持に関わるイスラエル側のコスト負担感を飛躍的に増大させた。またパレスチナ人の側についても、「自治」の問題が集団ないし共同社会の自律という側面と同時に、あるいはそれ以上に、集団を構成する個々人の自治、すなわち自然権ないしは自由権の問題としての側面が強く自覚されていった。インティファーダがイスラエルに対しては反占領支配闘争である一方で、パレスチナ人自身にとっては民主化闘争の契機を色濃く胚胎している事実を見逃すわけにはいかないであろう⁽²⁷⁾。キャンプ・デービッド合意の枠内における「自治」がイスラエル主権の下に再編されたパレスチナ人の集団的自律として捉えられ、したがって権利性の乏しい概念として一義的に反発を受けたのに対して、現行和平交渉のテーマとなっている「自治」は、集団的自決権の行使であると同時に、パレスチナ人の間に強まりつつある個人の自治の集積として概念されつつあるように思われる。それだけに、イスラエルが押し付けようとしている主権の主張を制約し、あるいはこれを排除する原理としてより確実なものと受け止められているのではなかろうか。もちろん、「自治」をめぐる当事者間の全く異なるベクトルの間に、ある種の接点が見い出され、部分的先行案として具体化されようとしている事実は、中島の観察するインティファーダによる当事者双方の疲弊⁽²⁸⁾という状況に由来するところが大きい。しかし、疲弊のもたらした妥協を受け入れる原理的な拠り所としての「自治」認識の変容を確認しておくことは必要であろう。我々は今後の「自治」交渉の行方を展望する際、双方の政治的思惑ないし現実的利害の衝突という次元とは別個に、「自治」という概念それ自体に関わる双方の認識上のズレもしくは原理的な対立という契機を念頭に置かなければならないからである。

第5節 「国家における主権」と「移民」をめぐる問題

ここに論じてきたイスラエルの「主権」やパレスチナ「自治」「自決」をめ

ぐる問題は、もとよりイスラエルあるいはアラブパレスチナという国家の主権に関するものである。こうした対外的側面における国家の主権性には、少なくともパレスチナ和平に関してはそれ自体に乗り越えられるべき問題群が存在することを立山や中島は指摘しており、やや観点が異なるもののベギンの主権観念の批判という形で同様の考察は森からも出されている。当事者が従来の主権概念に固執する限り、エルサレム問題の解決やパレスチナ独立国家への展望になかなか出口が見えない状況にあるのは、和平交渉の現況を考えても明らかのように思える。さらにイスラエル側において声高に国家の主権を呼号する右派勢力の言動には、国内的同質性をイデオロギー的に粉飾して国民を他国との闘争に動員したかつての帝国主義的国家主義の臭いさえ漂う。主権を持たない広大な植民地の存在によって支えられていた帝国主義の時代と見間違うような国家主権の強調は、占領地への無制約な入植を推し進めようとするその政治行動の軌跡と相俟って、イスラエル右派陣営に対する「植民地主義者」との糾弾に一定の根拠を与えていている。

しかしイスラエルにとって、粉飾さるべき国内的同質性とは何であるのか。我々が現代イスラエル国家の位相を考えるにおいては、単純に「ユダヤ人国家」と規定されることの多いイスラエルのこうした規定性をもう一度問い合わせてみる必要がある。その際、ユダヤ人国家の「ユダヤ性」をどのように捉えればよいのだろうか。本書第5章において市川が論及するユダヤ人の民族性と宗教性の問題は、まさにその点に関わっている。市川の論考は、彼自身が控えめに述べているようなイスラエルの「宗教問題の一端」の考究にとどまるものではなく、実は主権のもう一つの側面、すなわち国家の主権ではなく、国家における主権の所在に関連する重大問題を取り扱っているのである。

あらためて指摘するまでもなく、「中東唯一の機能する民主主義」を標榜するイスラエルには、こうした民主主義の原理原則を規定する明文の憲法は存在しない。それは、建国時の混乱以降今日に至るまでパレスチナ問題を引きずり、これに由来する周辺諸国との戦争状態を解消し得ないできたため、憲

法制定を果たす物理的な余裕を持たなかつたこと、国家の政治制度について旧委任統治者であった英國の強い影響を受けており、憲法規範は現実の法的日常の中から「発見」さるべきものとする英國流の不文憲法的な考え方を継受していることなどの結果として説明されることが多い。しかし見逃せない事実は、「ユダヤ人国家」として出発したイスラエルの「ユダヤ性」をめぐって、なお世俗主義とユダヤ教正統派との間に軋轢が絶えず、これに由来して明文憲法の制定という行為それ自体が論争的イシューとなっていることである。正統派を核とする宗教勢力の立場に立てば、ユダヤ人国家の「ユダヤ性」とは何よりもまずユダヤ教徒としての宗教的属性が重視される概念でなければならない。したがってユダヤ人国家にあってはユダヤ教の戒律を国の根本規範とするべきであって、あらためて世俗的憲法の制定をはかる必要はないという論理になる。イスラエルが世俗国家であるとしても、これを構成するユダヤ人にとって「主権は神にあり」という命題は絶対であり、したがってそれらユダヤ人市民によって委ねられる国家権力の正統性原理も究極的には「神の主権」に求められるはずだと主張されるのである⁽²⁹⁾。

もっとも、正統派は世俗主義であるシオニズムを神意に背く「自力救済」の思想として排斥しており、シオニストの建国にかかるイスラエル国家をそのまま「ユダヤ人国家」としては認めていないため、現実のイスラエルの公法運用においては「ユダヤ性」のこうした概念論争は特定の状況を除いて顕在化しない。市川の言うように、イスラエルという世俗国家の市民権賦与の根拠となる「ユダヤ性」と、婚姻法など私的身分に関わる伝統的ユダヤ宗教法における「ユダヤ性」との不整合は、両者の判断基準を異にするというある種の法技術上の操作によって表向きには取り繕われてきたからである⁽³⁰⁾。すなわち、具体的には「ユダヤ人国家」の規定に関わる両義性と曖昧さとは、いわゆる「帰還法」におけるユダヤ人の定義にみられるような形で法的側面からは收拾もしくは隠蔽されてきた。「帰還法」は世界のユダヤ人の民族的郷土としてのイスラエルの特殊な性格を法的に担保しようとするものであるが、そこでのユダヤ人の定義ないしその運用上の解釈をめぐっては、制定当時か

ら今日に至るまで一貫して論争が絶えず、クネセト（イスラエル国会）でほとんど恒常に議論が蒸し返されている事実をみても、問題の難しさがわかる。ユダヤ人国家としての同質性を強権的に擬制しようとする「帰還法」のはらむこうした混乱ないし矛盾は、イスラエル社会に存在する「国民主権」という支配的な価値が必ずしも安定しておらず、それゆえに制定法内在価値が争われている事態を例証するものと言える。「帰還法」との関わりで市川が取り上げたファラシャ (Farasha) 問題には、ユダヤ人の公的身分と私的身分との法的な分離をめぐる今日の論争的状況が典型的な形で顕現されている。それは、突き詰めればユダヤ人国家の民主主義的契機を左右しかねない重大な問題をはらんでいると言えよう⁽³¹⁾。

いわゆるファラシャ問題はこのように、イスラエルにおける主権の在り方如何という原理上の論争を喚起する内容を持つ。しかし同時にそれは、ファラシャすなわちエチオピア系ユダヤ人の帰還後の処遇をめぐる「移民問題」として、他の多数の新規移民が抱える問題を共有する。それは、「ユダヤ人国家」の意味内容のより現実的な側面、すなわち移民と入植による国家・国民形成というテーゼが不可避的に生み出した軋轢であり、矛盾である。「自前の国家建設によるユダヤ人の民族的解放」というシオニズムの構想が、イスラエル建国後も体制統合的なイデオロギーとして機能するためには、名実ともに移民国家としての体裁を整えることが自明の前提であった。「帰還法」は、まさにそうした体裁の根幹的装置にあたる。いずれにせよ、イスラエルにとっていわゆる離散社会（ディアスポラ）の「呼び戻し」は、1948年の「独立」以来その国家建設の主要テーマのひとつであった。独立当初、イスラエルの人口は総計80万6000人、このうちユダヤ系市民は65万人で、残りの15万6000人が非ユダヤ系、すなわちアラブ人市民であった。出生率の高い非ユダヤ系人口が、以降40年間の間にほぼ5倍増となったのに対して、ユダヤ系人口の増加は主として200万人以上に及ぶ新規移民の受入れに支えられ、漸く6倍増となって非ユダヤ系とのバランスを維持し得ていた。イスラエル独立宣言において闡明されているように、イスラエル国家は「ユダヤ民族」と「そ

の精神的、宗教的、かつ政治的なアイデンティティが育まれた……イスラエルの故地（エレツ・イスラエル）」との紐帶であり、離散状況に終止符をうつために在外ユダヤ人のイスラエルへの移入と再結集をはかることがその使命であると見なされた。

ところで、このように自らを移民国家と規定することによって、イスラエルは内外に2つの課題を抱えることになった。国内的には、各地から流入する移民の吸収と、彼ら相互の間の軋轢の調整に、国家が第一義的な責任を持つことになった。その際、先に述べたとおり国家は「ユダヤ人国家」としての同質性を擬制されているため、現実にはそれぞれの離散社会に固有の政治文化をそのまま持ち込んでくる諸移民集団を、原理的には（「帰還法」に基づいて）無条件に「国民」として取り込むことになる。しかしイスラエルが欧洲起源のシオニズムという指導理念の下に、いわゆるアシュケナジム（Ashkenazim）、すなわち欧米系ユダヤ人の運動と闘争との果実として誕生し、その揺籃期を事实上「アシュケナジムの国家」として形成された歴史的経緯は、ユダヤ人という一点において同質性を擬制するイスラエルの「国民」原理を実質上空洞化する方向に作用した。主として建国後、イスラエルが必要とした労働力を賄ううえからも、また移民国家としてユダヤ人国家を完成するというシオニズムの建て前からも、大量の移民がイスラエルに流入したが、その多くはスファラディム（Sephardim）と通称されるオリエント系ユダヤ人であった。先行と後続という時系列的な差異もさることながら、彼らが背負ってきた文化的な背景の差異が、アシュケナジムとの社会的な格差を決定づけた。同質であるべきユダヤ人市民の間に、出自によって社会的に「二級市民的」存在たることを余儀なくされる層が出現したのである。本書第6章で児玉は、そのようなオリエント系ユダヤ人の問題を、イスラエル内部の社会的距離ないし集団分離の問題として分析する。

児玉の論及するオリエント系ユダヤ人問題は、市川が取り扱ったファラシャ問題の提起している内容を別の視点から、より包括的かつ一般的な射程に広げて取り上げたものである。それは、イスラエルというひとつの国の中

の「南北問題」である。もちろんこの南北問題は、国内開発の不均衡という地域格差を指すものではなく、イスラエルの中に「先進国市民」と「開発途上地域住民」とが混在し、これに対応する社会的格差が現実に存在するにもかかわらず、「ユダヤ人国家」という擬制によって隠蔽されている事態を指す。イスラエル内政の対抗軸のひとつがエドート(Edot)，すなわちいわゆる「エスニシティ」にあるという従来の認識は、そうした文脈から理解されなければならない。その意味においては、オリエント系ユダヤ人の問題は、「マイノリティ政治」の課題を担いつつある今日の西欧諸国の多くと通底する要素を色濃く持っている。否、民族文化共同体の同質性規範に背反し、政治共同体と文化共同体の合体を阻み、両者の間の溝を深める契機としてのエスニシティの機能を考えると、イスラエルのエドート問題はマイノリティ政治の提起する課題をそのまま背負っているとも言える。もちろんイスラエルは、ユダヤ人支配に対する非ユダヤ系（アラブ／パレスチナ人）市民の処遇という本来のマイノリティ問題を抱えており、これはこれで「ユダヤ人国家」の理念との関係で深刻な問題をはらむ。いわばイスラエルは、「ユダヤ人国家」への結節という観点からこれを見れば、外なるマイノリティ（非ユダヤ系市民）と、内なるマイノリティ（オリエント系ユダヤ人市民）との、二重のエドート問題への対応を迫られているのである。

児玉が指摘するように、捕囚の集結（イスラエルへの帰還）は、「新しい民族文化への同化を意味するのであって、ユダヤ・ナショナリズムの文脈においてエスニックな多元主義はあり得ない」⁽³²⁾との立場から、イスラエルはオリエント系のオリエント性を剝奪しようと試みてきた。「ユダヤ人国家」という強権的な同質性の擬制とは、オリエント系にとって具体的には欧米系の支配文化の下に「同化」を強いられることを意味した。そのような経緯から、イスラエルにおけるエドート対立、すなわち欧米系とオリエント系との対抗の構図は、剝奪するものとされるもの、同化させるものとされるものという形で相対的に固定化し、対立の局面は文化、社会、経済の各領域にわたって重層する結果となっている。「ユダヤ人国家」という国内的同質性の擬制が、そ

のような格差や対立をイデオロギー的に隠蔽するだけの装置ではなく、本来の意味での体制統合の理念となり得るであろうか。それがより高度な軋轢調整の枠組みとして機能するためには、マイノリティ政治が内容とするような、国家によるさまざまな領域への介入が求められることになろう。しかし、マイノリティ政治が西欧型の国民国家に突きついている問題は、文化共同体としての民族の同質性に拠ることなく、政治共同体としての国家が、その構成員の間の平等と連帯とを保全するという課題である。その意味においては、マイノリティ政治は政治共同体と民族文化共同体との切斷に帰結する。イスラエルについても、そうした帰結は内なるマイノリティに対してのみ選択的に適合するものではなく、早晩外なるマイノリティについても等しく波及せざるを得なくなると考えられるが、それは「ユダヤ人国家」という規定性の変容につながるのであろうか。

移民国家としてのイスラエルのもうひとつの課題は、ディアスポラとの関係をめぐるものである。シオニズムの本来的な理念、就中イスラエルの建国に関わったベングリオン (David Ben-Gurion) ら「建国の父」世代のそれに従えば、イスラエルの出現に伴ってディアスポラはその歴史的役割を終えるはずであった。「ユダヤ人国家」への「捕囚の集結」とは、具体的にはイスラエルへの入植移民によるディアスポラの解消を意味した。このような古典的シオニズムの理解は、イスラエルをユダヤ人の文化的ないし精神的拠り所として、あるいは迫害されたユダヤ人の「避難港」として、一定の距離を置こうとするディアスポラの側との軋轢を不可避とした。しかし1967年の第3次中東戦争が、いわばイスラエルを「前線」とし、ディアスポラを「銃後」として戦われたことによって、ディアspoラとイスラエルとの関係は転機を迎える。戦争の「奇跡的な顛末」とエレツ・イスラエルの回復は、ディアspoラにとってのイスラエルの位置づけをより積極的、肯定的なものへと押し上げる一方、そのような「ユダヤ人のプライド」であるイスラエル、民族文化の核としてのイスラエルを、政治的・経済的に支えているのはディアspoラであり、その支えなくしては「ユダヤ人国家」は崩壊しかねないという強い自

負へとつながったのである。ここに、イスラエルを中心として円状に広がり、やがて中心に収斂するユダヤ人世界という古典的シオニズムのイスラエル＝ディアスポラ関係のイメージは、イスラエルとディアスポラが橙円の2焦点をなし、双方とも一面で中心たることを自負し得ると同時に、他面で周縁たることを容認するという新たな構図に置き換えられた⁽³³⁾。

とはいっても、イスラエルとディアスポラとの関係はそのような図式的な理解にすべて還元できるほど単純ではない。本書最終章において高坂が取り上げた旧ソ連系ユダヤ人市民の受入れをめぐるアメリカ人権外交の問題は、実は旧ソ連のディアスポラ解消ないし縮小に伴うユダヤ人移民をめぐって、イスラエルとアメリカ・ディアスポラとの間に展開された対抗・癒着の発展関係としての側面を持っている。アメリカ・ディアスポラがディアスポラの中心となった現在、高坂が論及しているとおり移民国家イスラエルは、ユダヤ人移民をもうひとつの移民国家アメリカおよびアメリカ・ディアスポラと分けあう（あるいは奪いあう）立場にあるからである。さらに、イスラエルへのユダヤ人移民（オリーム〈‘Olim〉と総称される）に対するイスラエルからのユダヤ人流出（ヨルディーム〈Yordim〉と呼ばれる）という現象も見逃せまい⁽³⁴⁾。ヨルディームの大半はアメリカへと渡るのである。かつては含むか含まれるかという垂直的な関係で捉えられ、その後に相互補完的な契機を強めたイスラエルとディアスポラとの関係が、ここへきて橙円の2焦点の間の競合的な契機を目立たせるようになっているのは、何を意味するのであろうか。世代的な更新を考慮に入れれば、将来的にイスラエルとディアスポラとの軌跡がひとつに重なり合うことはあり得まいとする高坂の観測は、なるほどもっともある。しかしそうだとすると、ここでもまた「ユダヤ人国家」あるいは「移民国家」としてのイスラエルの特殊な規定性は、将来的な問い合わせの対象となるのではないか。

おわりに

高坂の論考のテーマとなった旧ソ連系ユダヤ人の移民問題は、まずそれが東西冷戦構造の崩壊および旧ソ連の解体という歴史的な事態に伴って生じたため、旧ソ連圏におけるユダヤ人の地位・人権問題やこれらユダヤ人の出国をめぐる米ソ間の駆け引きといった従来の問題に加えて、ポスト冷戦期の国際関係の再編やソ連邦解体に際して噴出した各地の反ユダヤ主義、あるいは民族問題の顕在化といった複雑な攪乱要因に突き動かされるものとなった。また、折りからの東西ドイツ統合への動きがソ連からのユダヤ人流出現象と重なったために、かつてのナチス・ドイツとユダヤ人問題との関わりの記憶が喚起され、そのことがユダヤ人難民やイスラエル国家の存在意義についての旧来の議論にあらためて現代的な脚光を浴びせる結果ともなった。それは一方でイスラエルが建国されるに至った歴史的経緯の確認につながり、「ユダヤ人国家」としてのイスラエルの特殊性を浮き彫りにした。しかし他方で、民族紛争が引き起こす混乱や民族対立から生じた難民問題が、イスラエル建国において示されたような形ではもはや解決不能であるとの認識をも生み出した。実際、旧ソ連から「弾き出され」てイスラエルに流入したユダヤ系移民が、結果的にパレスチナ人をイスラエルやその占領支配地から「弾き出す」、あるいはすでに弾き出されているパレスチナ難民の帰還の可能性を完全に摘みとってしまうとの強烈な焦燥感をパレスチナ／アラブ側に生じさせ、そのような危機意識が現状打破ないし現状流動化への人々の欲求へつながっていった側面は見逃せない⁽³⁵⁾。1991年夏のイラクによるクウェート侵略というひとつの「事件」が、瞬く間に中東全域を、そして世界を巻き込んだ「危機」へと展開していく一連の経緯には、他にさまざまな政治的・経済的要因があったにせよ、民族紛争の連鎖が紡ぎ出すそうした矛盾や軋轢が準備した人々の心理的渴望の介在を認めないわけにはいかない。詰まるところこれらの現象は、従来の国際法や主権観念の枠内では現代の民族紛争は救済

し得ず、伝統的な国家主体の国際法体系を超え、近代的国民国家の理念を超えたところに、排除と強制的同化といった対抗的潮流を阻止しこれに対する新たな共存への原理が求められつつあることを示しているように思われるのである。

国際政治におけるこのような問題状況の中で、「ユダヤ人国家」イスラエルは何処を目指し、何を実現しようとするのであろうか。国家を究極的にどのような形で「ユダヤ化」しようとするのか、それは多元主義的で民主的な世俗国家の理念と共に存できるのだろうか。国家建設の指導理念であったシオニズムは、確かにその中に根をおろし、政治的、文化的、また社会的な主柱となってきたかに見える。しかし同時に、シオニズムが内部に抱え込んできた本質的な争点、すなわちユダヤ教、ユダヤ史、ユダヤ人のアイデンティティをめぐる闘争は建国後もなお引き続き展開されて終息の気配はない。むしろ激化の一途を辿るそのような闘争がイスラエル社会に固有の特徴を与え続けてきているのである。ユダヤ人概念の民族的契機と宗教的契機との相関をめぐり、シオニズムとユダヤ教とのるべき関係をめぐり、イスラエル文化と伝統的なユダヤ文化との対応を、あるいはイスラエル市民であることとユダヤ人であることとのアイデンティティの重なりと隔たりを、そしてイスラエル国家と在「外」ユダヤ人社会（ディアスポラ）との近さと遠さとをめぐって、日々自問自答を繰り返している状況、それこそが現代イスラエル国家の位相にほかならない。アモス・オズが喝破するように、イスラエルにおける「本当の争点」とは、表層的な領土や国境、あるいは安全保障をめぐるそれであるよりは、「ユダヤ教の在り方と人間のイメージをめぐる議論」の中にこそあった⁽³⁶⁾。「国家の市民にとって、国家とはすなわち国家がなすところのことであって、国家は単に国家なるがゆえに正当なものとみなされるのではない」⁽³⁷⁾というラスキ流の規範主義的立場からすれば、上述のような自問自答に決着をつけて自ら欲するところの国家像を展望し、それを実現する方途を構想することがイスラエル国家の最大の課題でなければならない。

このように考えるとき、我々は現代イスラエルが直面する原理的な混迷の

状況に行き当たる。確かにシオニズムは、国民主権という正統性原理に支えられた主権国家の構築すなわち近代的国民国家の論理によってユダヤ人の解放を果たそうとした。しかし、近代国民国家が、所与の民族的同質性ではなく社会契約の論理によって説明される装置として構想され構築されていたのに対して、イスラエルは「ユダヤ性の貫徹」という民族国家の主張をそうした国民国家の構成原理に併置し、しかも両者の間の矛盾と軋轢とを国家主権のドグマの中に封じ込めてきた。イスラエルが「ユダヤ人国家」として規定されるのであれば、その場合のユダヤ人とは誰なのかという問題や、そのような国家と「イスラエル国民」との間の原理的な矛盾もしくは緊張が当然問われなければならなかつた。シオニズムがユダヤ史における「民族民主革命」を目指したのだとすれば、その到達点としてのイスラエル国家において民族主義的な原理と民主主義的な原理とがどのような形で共存できるのかが検証されねばならなかつた。建国の瞬間からほぼ半世紀に及ぶアラブ＝イスラエル紛争の中で、国家の物理的保全がユダヤ人の民族的生存とほぼ同義の問題としてイスラエルを呪縛している間は、それらの問い合わせ課題は結局のところ国家主権の拡充と安全保障という当面喫緊の課題の前に棚上げされ、あるいは店晒しのまま半ば意識的に忘却されてきたと言ってよい。中東紛争が民族対決の枠組みから国家的対立ないし競合の枠組みへと構造的な変容を遂げようとしている現在、しかもその国家の主権性が揺らぎつつある状況の中で、イスラエルはこれまで封じ込めてきた「国家」と「国民」との整合に関わる問い合わせをあらためて突きつけられているのである。

もとより、地域主義や文化的多元主義の流れが「国境」の意味を変容させ、近代的国民国家の自明性が揺らぎつつあるかに見える国際政治の今日的状況において、こうした原理的な問い合わせに直面しているのはひとりイスラエルにのみとどまるものではなかろう。かつて近代的国民国家が辿った国民統合の過程と内生的な民族文化への対応は、社会契約の論理と民族的メルクマールとの相克の軌跡であり、まさしく国家の枠内における政治共同体と文化共同体の調整の歴史であった。欧州統合への動きが象徴しているように、我々

はいま、そのような国民国家の枠を越えて、しかも政治共同体と文化共同体との軋轢のさらなる調整を国家ないし国家的枠組みに求めつつある。国民国家の自明性が揺らぎ、国家の主権性が制約もしくは相対化されつつあるにしても、軋轢調整の装置としての国家に代わる公共的主体はなお登場していない。領土主権の上に立つ国民国家の衰退が国家そのものの死滅につながり、脱近代世界とは国家無き世界にほかならないとする所説は、従来の国家主権概念の動搖に呪縛されるあまり国家をめぐる複雑な問題状況を見失っている。

「二つの戦後」を経て中東に現出されつつある秩序は、本章前半で概観したように、内と外から挾撃される形で深刻な挑戦を受けることになるにしても、本質的には国家ないし国家的なるものを基本的構成単位とした地域的な枠組みである。国民国家の解体や民族対決の諸相のみが声高に叫ばれ、国家的なるもののプレゼンスや意義に対して過度に悲観的な論調が目立つ中、そのことの持つ含意は大きいようと思われる。実際、軍事的な対立よりも経済的な競合が軸となるポスト和平プロセスの状況が到来すれば、地域市場、あるいは世界市場における競争的地位を創出し、これを維持する役割は国家が担う以外にないであろう。ただ、そこでの国家は、従来は自明視されていた権力の独占や、国民の自己決定という建て前など、枢要な部分で地域的・国際的な相互依存の状況に束縛されざるを得ず、国民国家の構成原理は相応の変容を遂げざるを得ない。その際、国家と国民との原理的整合が十分明確に決着されないまま今日を迎えた「ユダヤ人国家」イスラエルにおいて、さまざまな問題がとりわけ先鋭的な形で提出されつつあるのは偶然ではなかろう。変容する新たな国家像の実質は、なお定かには見えてこない。それでも、こうした移行期の中でイスラエル国家が背負わせられつつある課題の幾つかは本書において詳かにできたのではないかと考える。表題を「イスラエル国家の諸問題」とした所以である。

[注] —————

(1) 1993年9月13日にワシントンで調印された確認文書の正式名称は「パレスチ

ナ暫定自治の交渉に関する原則の宣言」であるが、ここではこれに先立ってノルウェーのホルスト外相の仲介によりアラファトPLO議長とイスラエルのラビン首相との間に交わされた相互承認の公式書簡、および宣言の後に国際社会が示しつつある財政支援への取り組みなど一連の成果を総称して9月合意と呼ぶ。

- (2) いわゆるキャンプ・デービッド合意においてイスラエルは「パレスチナ人の正当な権利」を承認しているが、これが具体的に何を指すものかについては定かではなく、論者の立場によってイスラエル主権下における自治のみを認めたとする説、ヨルダンとの連合国家の枠内における自治を示唆するとする説、独立した国家もしくは国家的主体までを含むものとする説などが併存する。しかしそれらいずれの説に立つにせよ、「正当な権利」を主張すべきパレスチナ人の代表としてPLOを認知せよとする議論は、政治勢力としては例外的な少数派（ハダシュ〈Hadash〉やPLPといった極左政党）にとどまった。マバム（Mapam, 労働党連合左派）やラツ（CRM, 市民権運動党）、あるいは労働党などシオニスト左派政党内にも、PLOとの交渉を射程に入れるべしとの見解が一部に散見されたが、大勢はこれに批判的であり、1980年代半ばまでに左派の活動家がPLO幹部との接触を試みたいいくつかの事例も、突出的・例外的なエピソードとして片づけられていた。1986年8月には、「テロ防止法」修正案がクネセトを通過し、政府の許可を得ないPLOメンバーとの如何なる接触も禁止されるに至った。この接触禁止条項は、1993年1月まで存続し、前年に成立したラビン内閣のイニシアチブによって漸く破棄された。同条項の破棄は、イスラエル側がPLOとの交渉に前向きであることを示す有力なシグナルと考えられ、両者のオスロ秘密交渉につながるひとつの材料となった。
- (3) ヨルダン＝パレスチナ合同代表団はほどなくヨルダンとパレスチナとに分化し、イスラエルも独立したパレスチナ代表団との交渉を事実上認めざるを得なくなってしまった。しかしパレスチナ代表団とこれに随行した「顧問団」との関係はどこまでも曖昧で、両者の権限関係や裁量範囲などほとんど不分明のまま推移した。顧問団の設置は、何よりもまずイスラエル側が明らかなPLOメンバーを代表団に加えることを認めなかつたためであるが、もうひとつ東エルサレム出身者（例えばファイサル・フェセイニ）の処遇が争点となつたため、パレスチナ人側がエルサレム問題での自らの立場を主張する仕組みを必要としていたという経緯がある。
- (4) ヨルダンの場合には西岸地域とヨルダン本国との境界および政治的関係が問題となることはあっても、イスラエルとの間に直接の顕在的な境界紛争を抱えているわけではない。レバノンの場合は、北部国境の安全保障を理由としたイスラエル軍のレバノン南部への進駐および事実上その統制下にある「南レバノン軍」民兵の存在が問題なのであって、両国の境界線そのものをめぐる争い

は顕在化していない。ゴラン高原をめぐるシリアとの係争については、イスラエルがこれを「併合」した最大の根拠を安全保障上の理由に求め、当該地域に対する「歴史的権利」に基づく領土的主張を行っていない点にパレスチナ占領地との質的な差を認めることができる。この点では、シナイ半島の例に倣つて、ゴラン高原も一定の安全保障措置の下に領有権を放棄するとの譲歩がイスラエル側において成立し易く、実際にマドリード会議の当初からイスラエル側当局者が「シリアの用意し得る『和平』の具体的な内容を詳らかにせよ」との要求を繰り返している経緯は、そうした交渉の方向を明示している。イスラエル＝シリア間の交渉背景については、モシェ・マオズ「イスラエル／シリア関係と中東和平プロセス」（『現代の中東』No. 12, 1992年3月）20～30ページを参照されたい。

- (5) 「ヨルダン川両岸」というレビジョニズムにおけるユダヤ人国家の領域概念については本書所収の森論文が詳しい。ただし、森も指摘しているように、こうした概念はレビジョニズムに固有のものというよりも、全体としてのシオニズム運動が歴史的に生成してきた考え方であって、特に西岸地域への入植の先駆けとなった人々は、主流派である労働シオニズムの系譜に連なっていた事実にも注目すべきであろう。イスラエル国家の領域の確定をめぐる左右両翼の対立は、したがって、それぞれのシオニズムが胚胎したそもそもその領域概念の相違に起因するというよりは、国家の具現化に伴う歴史的現実との妥協と整合を如何にはかるかという問題に関わるものであった。なればこそ、自治権賦与やパレスチナ独立国家への展望が、イスラエル側にはいわゆる「ハト派」の陣営においてさえ心情的にはほぼ一方的な「譲歩」であり、パレスチナ人に対してある種の「恩恵」を施しつつあるかのような感覚で捉えられている側面が見えるのである。
- (6) P. Marantz; J.G. Stein編, *Peace-Making in the Middle East*, オーストラリア, Croom Helm, 1985年所収のNazzal, Nafez, "The Palestinian Perspective on the Future of the West Bank and the Gaza Strip," 80～95ページ。
- (7) イスラエル＝パレスチナ人の交渉背景については、エディ・カウフマン「イスラエル／パレスチナ人交渉と中東和平プロセス」（『現代の中東』No. 12, 1992年3月）31～44ページ、および池田明史「中東紛争史におけるマドリード会議の位相」（同書）2～19ページを参照されたい。
- (8) ヨルダンは1993年9月14日、ワシントンにおいてイスラエルとの間に交渉議題の合意書を取り交わした。また10月1日には、多国間協議の枠組みによる中東和平支援閣僚レベル会議に際してペレス・イスラエル外相とハッサン・ヨルダン皇太子との会談が実現した。
- (9) アラブ側によるイスラエル排撃の常套法は、「ユダヤ人」と「シオニスト」と

を観念的に区別して前者の市民的権利を容認しつつ後者の政治的ないし民族的野望を糾弾するという構造を持つものであった。こうした論理は、後に見るように「ユダヤ人」の規定について両義的たらざるを得ないイスラエル側の脆弱性もあって、議論の混乱に拍車をかけた。この点については、あからさまな政治的宣伝文書に限らず、比較的に分析的な啓蒙書等においても散見される。例えば、Eaford & Ajaz編, *Judaism or Zionism*, ロンドン, Zed Books, 1986年／Rose, John, *Israel: The Hijack State*, ロンドン, Bookmarks, 1986年。邦文ではジャン・ポール・サルトル編『アラブとイスラエル』サイマル出版会, 1968年のアラブ側諸見解など。

- (10) 民族概念、国家主権、あるいは民族自決権の再検討については、冷戦後の民族紛争の頻発という状況の捉え直しの形で内外にさまざまな論考が発表されつつある。わが国でも、国際法学会が早くからこの問題に着目し、1990年秋の同学会で「現代世界と国家主権」が、また91年秋には「民族・国家・自決」がそれぞれ統一テーマに掲げられるなどの動きが見られた。国際政治の分野でも、例えば山内昌之東京大学教授らが中心となって民族問題をテーマとした単行書の発刊が続き（例えば山内『ソ連・中東の民族問題』日本経済新聞社, 1991年／同『イスラムのペレストロイカ』中央公論社, 1992年／同『新・ナショナリズムの世紀』PHP研究所, 1992年／同『民族と国家』岩波書店, 1993年／梶田孝道『新しい民族問題』中央公論社, 1993年など）、学術誌や啓蒙雑誌などでも特集を組むケースが急増している（例えば『国際政治』第101号, 1992年秋季／『情況』1992年1・2月号など）。歴史学の分野における近年のオスマン朝やハプスブルク朝への関心の高まりも、理念的にはこれら多民族共存型の帝政原理の再発見という契機と無関係ではあるまい。未だに体系的に整理された形での議論は少ないようと思われるが、現今および将来の国際紛争を国家や民族の次元においてではなく、「文明間の衝突」として位置づけようとするハンチントンやルイスの所説もある意味では既存の国際的主体概念の行き詰まりを下敷きにして登場してきたと考えられる。
- (11) ここでの民族自決権および国家主権の議論は、主として以下の文献を参考とした。Smith, A.D., *Theories of Nationalism*, ロンドン, Duckworth, 1983年／Vincent, A., *Theories of the State*, オックスフォード, Basil Blackwell, 1987年／Alexandrowicz, C.H.編, *Grotian Society Papers 1968: Studies in the History of the Law of Nations*, Martinus Nijhoff, 1970年所収のBrownlie, Ian, “An Essay in the History of the Principle of Self-Determination”／横越英一「民主主義と民族観」（岩波講座『現代思想・III・民族の思想』岩波書店, 1957年所収）／レーニン「民族自決権について」（『レーニン全集』第20巻, 大月書店）。
- (12) この点に関して詳しくは, Kipper, J.; H.H. Saunders編, *The Middle East*

in Global Perspective, ボルダー, Westview, 1991年所収の各論文を参照のこと。

- (13) 例えば, Hiro, D., *Desert Shield to Desert Storm*, ロンドン, Harper Collins, 1992年, 190~262, 319~379ページを見よ。
- (14) もとよりこのPNC決議には, 1987年12月以降のいわゆるインティファーダの高揚に対するPLO指導層側の緊急避難的な対応という側面が見られた。イスラエル側との妥協を拒んで占領状況を恒常化させることができ、結果的にインティファーダに具現されたような占領地住民の閉塞感の噴出となつて、イスラエル占領当局のみならずPLO自体の指導力へも向けられつつあったために、PLO指導層は和平プロセスにおいて一定の展望を示す必要に迫られたのである。
- (15) 現行和平プロセスは、紛争当事者間の直接二国間交渉と、これを側面から支援するための多国間協議とから成り立っている。筆者が構想するマドリード体制のイメージは、およそ次のようなシナリオになる。すなわち、4つの「二国間交渉」が一応の成果を収めた後に、主要な交渉の場が「多国間協議」へと移行し、それは現行の作業部会ごとに条約締結という形で締めくくられる。以降はそれらの諸条約に基づく域内秩序保全のメカニズムとして、現在の多国間協議の枠組みがある種の機構的なまとまりへと発展的に解消していく、というものである。
- (16) 国家対立の要因がイデオロギー性を払拭されるとともに、安定した関係を取り結ぶに至る経緯においては、例えば和平協定成立後のイスラエルとエジプトとの関係の軌跡を見ても明らかのように、実務上の利害対立が従来以上の軋轢となって顕現する局面が出てこよう。

また、かつての米ソ間、あるいはその代行紛争としてのアラブ＝イスラエル紛争の構図においては、潜在的な衝突が一旦発火した場合にそれが両陣営の全面的な対決状況を導出しかねないという危険、およびそのような対決が容易に「核の脅威」にまでつながりかねないという恐怖が認識されており、また、米ソを頂点とする確固としたパトロン＝クライアント関係が存在して、いわばリスクの大きさに見合うだけの状況制御の容易さがあった。これに対して、今後の域内秩序は、地域紛争の発火がそのまま全域に拡大するような構造にはなり難い反面、アクターの多元化と輻輳化によって危機管理の手法それ自体が極めて煩雑で錯綜したものとならざるを得ない方向にある。

- (17) 「イスラム原理主義」という呼称は、もとより便宜的なものにすぎない。現代イスラムの復興現象ないしその政治的尖鋭化を「原理主義」として一括してしまうことの問題性は夙に指摘されているとおり（例えば、Esposito, J.L., *The Islamic Threat*, オックスフォード, Oxford Univ. Press, 1992年, 168~212ページ）であるが、ここでは外から見たイスラム世界の自己隔離化の動きとしての側面を問題にしているため、敢えてこの通俗的な呼称を用いた。

なお、「イスラム原理主義」それ自体に関わる管見については、池田明史『『イスラム原理主義』考』(『創文』No. 250, 1984年)／同『イスラーム世界と人権』(『ジャリスト』1989年10月1日号)などを参照されたい。

- (18) 注(10)で述べた「文明間の衝突」論の背景には、明らかにそうした心性が認められる。それは一見、文明論の次元での多元性ないし相対主義を前提しているかに見えて、実はそれを標榜することによって現実に進行してきた、あるいは進行しつつある欧米優位の国際関係を隠蔽し、また「衝突」の帰結としての支配と被支配との関係を正当化しようとする意図を感じさせる。その意味ではこうした議論は、フランシス・フクヤマの「歴史の終わり」論に代表される反・文化相対主義、すなわち西欧中心の原理が遙く全世界を覆うといった議論の「同じコインの裏面」に相当するのではないかとさえ思えるのである。同時に、「知的」レベルでのこのような潮流に呼応するかのように、「北」側諸地域における「南」側からの移民・難民に対する排斥衝動の強まりや、「南」系定住外国人へのセグリゲーション、あるいはエスニック・クレンジングといった現象が噴出しつつあり、それは「南北冷戦」の構図が必ずしも杞憂でないことを示唆している。
- (19) このような見方の典型例としては、Kayyali, A.W.編, *Zionism, Imperialism and Racism*, ロンドン, Croom Helm, 1979年所収の諸論文を見よ。
- (20) 1980年代末以降のソ連系ユダヤ人のイスラエル大量流入についてのまとめた論考としては、Reich, B.; N. Dropkin; M. Wurmser, "The Impact of Soviet Jewish Immigration on Israeli Politics and Policy," The Defense Academic Research Support Program Paper, ワシントンD.C., 1991年がある。邦文では、高坂誠「ユダヤ系市民『出ソビエト』の史的展開と今日的意義に関する考察」(『現代の中東』No. 12, 1992年3月所収) 参照のこと。
- (21) 本書第2章, 39ページ。
- (22) この点についての筆者の疑義は、立山・中島共訳書に対する書評の形で触れた経緯があり、ここで繰り返すことは避ける。池田明史(評)「中東新時代のパラダイム」(『現代中東研究』No. 12, 1993年3月) 55~58ページを見よ。
- (23) 第3次中東戦争以降のイスラエル右翼勢力の展開に関しては、邦文としては池田明史編『現代イスラエル政治——イシューと展開——』アジア経済研究所, 1988年所収の立山良司「右翼勢力」および池田明史「現代イスラエル外交とイデオロギー」(『中東レビュー1990年版』アジア経済研究所, 1990年)が取り扱っている。手頃な英文文献としては、さしあたりSprinzak, E., *The Ascendance of Israel's Radical Right*, オックスフォード, Oxford Univ. Press, 1991年／Newman, D.編, *The Impact of Gush Emunim*, ロンドン, Croom Helm, 1985年／Heydemann, S.編, *The Begin Era*, ボウルダー, Westview, 1984年／Caspi, D.; A. Diskin; E. Guttmann編, *The Roots of Begin's Success*,

- ロンドン, Croom Helm, 1984年を挙げておく。
- (24) この点については、注(23)で挙げた諸文献が参考になるほか、清水学編『現代中東の構造変動』アジア経済研究所, 1991年所収の池田明史「イスラエル：社会経済的規範型の移行」で筆者なりの考え方を簡単に述べてある。
- (25) 本書第4章, 124ページ。
- (26) 同上論文, 123ページ。
- (27) インティファーダの位置づけに関する管見については、坂本義和・大串和雄編『地球民主主義の条件』同文館, 1991年所収の池田明史「湾岸危機・インティファーダ・民主主義」, 205～221ページを見よ。
- (28) 本書第4章, 153ページ。
- (29)もちろん、こうした主張を政治の場で前面に掲げているのはイスラエル国家のユダヤ性を積極的に肯定する宗教的シオニスト勢力である。しかし、いわゆる非シオニストの立場を守る正統派勢力も、イスラエルにおいてユダヤ宗教法を世俗法に優越せしめようとする点で軌を一にしており、現実政治上の対応にはつきりとした差異を見い出し難い。帰還法のユダヤ人規定条項や宗教的禁忌に関するイシュー（例えば、臓器移植問題、食餌規制問題、安息日問題、聖跡保全問題など）においては、シオニストであると非シオニストであるとを問わず、宗教勢力は一枚岩となって世俗勢力に対抗する。宗教的シオニストと正統派との異同については、池田明史「現代イスラエルにおける宗教的尖鋭主義」（『中東レビュー1989年版』アジア経済研究所, 1989年）を見よ。
- (30) 本書第5章, 166ページ。
- (31) この問題については、Silberstein, L.J.編, *Jewish Fundamentalism in Comparative Perspective*, ニューヨーク, New York Univ. Press, 1993年／Aronoff, M.J., *Israeli Visions and Divisions: Cultural Change and Political Conflict*, ニューブランズウィック, Transaction Books, 1989年／Lustick, I., *For the Land and the Lord: Jewish Fundamentalism in Israel*, ニューヨーク, Council on Foreign Relations, 1988年／Biale, D., *Power and Powerlessness in Jewish History*, ニューヨーク, Schocken Books, 1986年などが示唆に富む。
- (32) 本書第6章, 208ページ。
- (33) イスラエル＝ディアスポラ関係については前掲拙編および池田明史編『中東和平と西岸・ガザ——占領地問題の行方——』アジア経済研究所, 1990年所収の二つの河野徹論文が詳しく取り扱っている。
- (34) イスラエルからの移民については、Sobel, Z., *Migrants from the Promised Land*, ニューブランズウィック, Transaction Books, 1986年あるいはShoekid, M., *Children of Circumstances: Israeli Emigrants in New York*, イサカ, Cornel Univ. Press, 1988年を見よ。

- (35) 問題のこのような側面に関して筆者は、湾岸危機出来以前から湾岸戦争直後に至るまで、折りに触れて発言し、再々指摘してきている。例えば池田明史「ユダヤ人問題の現在」(『正論』1990年7月号), 前掲拙稿「湾岸危機・インティファーダ・民主主義」, および池田明史「中東和平の行方」(『軍事民論』No. 68, 1992年4月)などを見よ。
- (36) Oz, A., *Slopes of Lebanon*, ニューヨーク, Harcourt, Brace, Javonovich, 1987年, 236ページ。
- (37) ハロルド・ラスキ『国家——理論と現実——』(石上良平訳), 岩波書店, 1952年, 3ページ。